

千葉県告示第56号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、平成31年1月30日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年1月30日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 真砂13号線	美浜区真砂5丁目20番139から 美浜区真砂5丁目11番2まで	平成31年1月30日
市道 真砂31号線	美浜区真砂5丁目20番6から 美浜区真砂5丁目10番1まで	平成31年1月30日